附則別表

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	四

備考

中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

附則

この省令は、令和六年十二月十一日から施行する。

附則別表

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	四

備考

中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。